

## 鈴木貫太郎記念館整備事業に係る展示設計に係る特記仕様書

### 1 業務の目的

新しい記念館の建設にあたって、常設展示室、企画展示室、展示ギャラリーの展示環境を構築するための展示基本・実施設計を行うことを目的とする。

受注者は、本事業の建築設計担当者及び施工担当者と緊密に連携し、建築空間と展示が一体となった質の高い展示環境の構築を図るものとする。

### 2 業務内容

受注者は、野田市鈴木貫太郎記念館再建基本計画及び別途提示する要求水準書に基づき、市と協議の上、主に以下の業務を行うものとする。

なお、受注者は、設計業務の契約締結後、速やかに、展示設計の進め方、連携体制、詳細スケジュール等を記載した設計計画書を作成し、市の承認を受けること。

- (1) 展示テーマ及び展示ストーリーの策定並びに展示構成案の検討・確定
- (2) 展示空間構成及びゾーニング計画の立案
- (3) 展示手法（造作、什器、装置、映像、照明、グラフィック等）の検討・選定
- (4) 建築・設備設計に対する与件整理（展示に必要な床荷重、電気容量、給排水、空調環境等の提示）
- (5) 展示設計図書の作成（仕様概要書、詳細図、イメージパース、仕上げ表等）
- (6) 展示制作・施工に係る工程計画の立案
- (7) 展示制作・施工費及び維持管理費の概算費用等の算出
- (8) 本業務に関する定期的な打合せへの参加（建築・施工担当者を含む）

### 3 成果品

受注者は、以下の成果品を各2部（電子データを含む）提出するものとする。

- (1) 展示設計図書一式（PDFデータ及びCADデータを含む）
- (2) 展示制作・施工工程表
- (3) 展示制作・施工費及び維持管理費概算見積書
- (4) 打合せ記録簿（関係者間の協議内容を含む）

### 4 権利の帰属及び情報の取扱い

- (1) 本業務において作成された成果物に関する一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、市に帰属するものとする。

- (2) 受注者は、本業務の遂行に当たり市から提供を受けた資料又は知り得た情報を、業務目的以外に使用してはならない。また、事前に市の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

## 5 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、市及び受注者が協議して決定するものとする。
- (2) 業務遂行中に生じた疑義については、常に市の指示を仰ぎ、独断による変更は行わないこと。